

鉄砲伝来の経緯について二・三の考察

— 徳永氏系図「二十五代祐家譜」を中心にして —

濱田利安

(本館 主任学芸専門員兼学芸調査係長)

はじめに

徳永氏系図⁽¹⁾は鉄砲伝来のもう一つの経緯を語る史料として注目される。即ち二十五代祐家譜「天文十二年癸卯八月二十六日、南蛮船来于西之村海浜、適祐家展祖先廟在于西之村、祐家与地頭西村織部丞及村松七郎朝光欲乘南蛮船、々中有声、其響如雷衆驚愕、即贈書曰、何故到此地乎、欲以兵仇我乎然則吾亦当待以兵也、報書曰、我輩通商也、欲航某国洋中遇颶遂漂着于貴地、非敢仇也、即贈鉄砲三挺以示信、三人大喜持到城府献時堯公、公愛賞之、我国鉄砲之権輿也」が同系図中に見える鉄砲伝来を語る箇所である。

同記事は、鉄砲伝来の基本資料とされる鉄砲記と概ね一致するものの、伝来の経緯の細部について微妙な相違点を確認でき、初伝銃の丁数の問題等未解決のままに過ぎている部分についても少なからず解決のヒントを与えてくれるようにも思われる。

徳永氏系図が、鉄砲伝来を語る史料として正面から取り上げられた例は管見の及ぶかぎりこれが初めてであると思うが、ここでは、史料の紹介も兼ねて、謎が多いとされる初伝銃の系譜について私見を述べてみたい。

一 鉄砲記との比較

前掲祐家譜を意識すると、「天文十二年癸卯八月二十六日に南蛮船が西之村海浜に到着した。たまたま、先祖の廟を参るために西之村にいた祐家は、時の西之村地頭西村織部丞及び村松七郎朝光とともにこの南蛮船に乗り込んだ。船中南蛮人の声したが雷の声に似てとても理解できなかった。そこで、『この地に来た目的は何か。この地を（あるいは我々三人を）攻撃するつもりか。そうであれば、我々は戦うぞ』と綴った書を南蛮人に送った。これに対して南蛮人は、『我らは通商の輩だ。某国に航行中洋上で台風に遭いこの貴地に漂着した。決して敵対するものではない』と返書し、祐家等三人と信義を結ぶことを目的に鉄砲三丁を贈った。祐家ら三人はこの鉄砲を島主時堯に献上したが、この時に贈られた鉄砲が日本の鉄砲の始まりとなった」となり、鉄砲伝来の瞬間を語る記事であることがわかる。従来、鉄砲伝来の経緯はその大方を鉄砲記に依拠して説明されてきた。すなわち鉄砲記の「天文癸卯秋八月二十五日丁酉、我が西村古浦有一大船、不知自何国来、船客百余人、其形不類、其語不通、見者以為奇怪矣、其中有大明需生一人、名五峯、；時西村主宰有織部丞者、頗解文字、偶遇五峯、以杖於沙上云、船中之客、不知何国人也、何其形之異哉、五峯即書云、此是西南蛮種之賈胡也、；於是織部

丞又書云、此去十又三里、有一津、津名赤尾木、我所由賴之宗子、世世所居之地也、津口有數千、戸富家昌、而南商北賈、往還如織、今雖繫船於此、不若要津之深而且不漣之愈也、告之於我祖父時堯時与老父時堯、時堯即使扁艇數十擊之、至於二十七日己亥、入船於赤尾木津、賈胡之長有二人、一曰牟良叔舍、一曰喜利志多佗孟太、手携一物、形象無物之可比倫也、其為用也、入妙藥於其中、添以小团鉛、先置一小白於岸畔、而其一穴放放火、則莫不立中矣、時堯不言其価之高而難及、而求蛮種之二鉄砲、以為家珍、の部分がたが、これと系図の譜とを比較すると微妙な違いがあることに気づく。その違いを箇条書き的に記してみると次のようになる。

①南蛮船漂着の年月日については、年月は同じだが、「日」の記述が鉄砲記は二五日、系図は二六日となっている。

②南蛮船漂着地に関する記述は、鉄砲記が「西村古浦」、系図が「西之村海浜」と表記される。

③南蛮人との出会いの瞬間に立ち会った人物について、鉄砲記は、西村主宰（地頭）西村織部丞一人を記すのに対して、系図は、これに徳永祐家と村松七郎朝光の二人が併記される。

④双方の出会いの模様について、鉄砲記は、五峯との砂上筆談の様相が綴られるのみで詳述しないが、系図は、三人が南蛮船に乗り込み相手を威嚇しながら意志疎通を試みる場面がリアルに記述される。

⑤意志疎通の手段に関する記述においては、鉄砲記は五峯と織部丞が砂上筆談（「以杖於沙上云」）したと記すのに対して、系図は書簡の往復（「即贈書曰、報書曰」）でこれをなしている。

⑥鉄砲伝授の瞬間及びその経緯に関する記述においては、鉄砲記は、

鉄砲の威力に見せられた種子島時堯が南蛮人から高価をいとわず買
い取ったことにあると記す（「時堯不言其価之高而難及、而求蛮種
之二鉄砲、以為家珍」）のに対して、系図は、南蛮船に乗り込んだ
祐家等三人が友好の印として南蛮船乗組員から贈られたものを時堯
に献上しこれが、日本における鉄砲の始まりだと記す。

これらはいずれも、徳永氏系図の語るもう一つの鉄砲伝来として興味
があるが、わけても、初伝銃なるものが種子島に伝授される経緯につ
いての相違点（上記⑥）は、鉄砲記の語るそれと明らかに違い殊更の興味
がそえられる。

つまり、系図のこの部分の記述は、鉄砲伝来の主役は種子島家ではな
く、徳永氏であるといっているのである。鉄砲伝来に果たした種子島家
の役割は種子島家が対外的に最も誇示したい一件であった。種子島家十
六代島主久時が、南浦文之に依頼して鉄砲記を著述させたこと、十九代
久基が鉄砲鍛冶元祖家の特定を命じたことなどは種子島家がいかに「鉄
砲伝来」を誇りにしていたかを物語ることの証明ともなるが、にもか
かわらず徳永氏系図は、あえて、その主役が徳永氏先祖にあつたかの如
くと記すのである。徳永氏は種子島家の家臣であり、前述のごとく鉄砲
伝来が種子島家にとって対外的に誇示したい重要な事件であつたことを
考え合わせれば、あえて徳永氏が系図に、鉄砲伝来の主役を種子島家
ではなく自家にあるかのような記述をしたことの意味は看過できないとい
える。

二 南蛮人との意志疎通のありかた

鉄砲記の記す「時西村主宰有織部丞者、頗解文字、偶遇五峯、以杖於
沙上云」は、漢文に秀でた時の西之村地頭、西村織部丞が南蛮船の乗組

員五峯と砂上筆談で意志疎通がはかられたと伝えている。試みに鉄炮記に記される織部丞と五峯の筆談に要した文字数を数えたと一三〇字に及び、その筆談の内容も、断片的に意志疎通を図るという域をはるかに越えている。画数の多い漢字を乾いた砂上に筆記するのは決して容易ではないと考えられるが、鉄炮記は、織部丞と五峯はこの困難さを克服して十分な意志疎通がなつたと記しているのである。

これに対して系図は、「適祐家展祖先廟在于西之村祐家与地頭西村織部丞及村松七郎朝光欲乘南蛮船々中有声其響如雷衆驚愕即贈書曰何故到此地乎 欲以兵仇我乎 然則吾亦当待以兵也 報書曰我輩通商也 欲航某国洋中遇颶遂漂着于貴地 非敢仇也 即贈鉄砲三挺以示信三人」と南蛮人との出会いの瞬間と意志疎通の手段とを伝えている。これによれば、祐家ら三人は沖合に碇泊している南蛮船に乗り込み、書状をもって双方の意志疎通を図つたことが知れるのである。意志疎通の手段は、系図の語る鉄砲伝来が鉄炮記のそれと明らかに異なるところの一つであるが、史料制約もあり、南蛮人との出会いの瞬間に係る双方の記述のいずれが真実の情報を伝達しているか確かめるのは至難といわざるを得ない。ただ、外国側の史料であるメンデス⁶の「東洋遍歴」には、西之村海浜における会見の場面、島主府城下に位置する津(港)における島主との会見の場面が描かれており、出会いの瞬間や意志疎通の手段をイメージする手だてにはなるようである。

三 鉄砲伝来の瞬間

鉄炮記は、後世初伝銃と呼ばれる鉄砲の伝来の瞬間を「賈胡之長有一人、一曰牟良叔舍、一曰喜利志多佗孟太、手携一物、：形象無物之可比倫也、其為用也、入妙藥於其中、添以小团鉛、先置一小白於岸畔、：而

其一六放火、則莫不立中矣、：時堯不言其備之高而難及、而求蛮種之二鉄炮、以為家珍、：と記す。すなわち、牟良叔舍と喜利志多佗孟太の二人の南蛮人の所持する鉄砲の威力に魅せられた時堯が、高価をいとわず彼らの所持する鉄砲の内二丁を購入したことがわが国に鉄砲が入り込んだ最初であるというのである。これに対して系図は「：欲航某国洋中遇颶遂漂着于貴地 非敢仇也 即贈鉄砲三挺以示信」とする。すなわち、南蛮船に乗り込んだ祐家等三人と書簡を往復する経過の中で、友好を確認した南蛮人が三人と信を結ぶことを目的にして、三丁の鉄砲を贈つたというのである。さらに系図は「三人大喜持到城府献時堯公 公愛賞之 我 国鉄砲之権輿也」と続け、三人がこの鉄砲を府城に持参し時堯に献じたこと記し、これこそわが国における鉄砲伝来の起り点であると結ぶのである。種子島時堯が鉄砲伝来に主役的に関わるという点は鉄炮記も系図も同じだが、鉄砲が種子島家に伝授される経過については、鉄炮記が、時堯が南蛮人から直接受けたと対して、系図は、まず祐家等三人が南蛮人から贈られ、それを時堯に譲つたとするわけで、系図の記述に従うと、伝授の瞬間に於ける時堯の役割は大きく軽減されてくることになるのである。系図の記述には鉄砲伝来の主役は種子島家ではなく徳永家であるとする意図が滲んでいるともいえるが、徳永氏が主君種子島家が対外的に最も誇りとした鉄砲伝来一件を承知していないはずはなく、また、薩摩藩政下に編まれた三国名勝図会等幾多の書き物が、鉄砲伝来の主役は種子島家であると、疑問の余地のない事実として認知している中で、あえて、種子島家の家臣たる徳永氏が、その主役を自家にあると匂わせることの意味は注目される。すなわち、系図の記載を積極的に読むと、徳永氏が種子島家家臣であるとの立場を承知の上で、あえて一般

に認知されている鉄砲伝来の経緯に異議を唱えたことになり、鉄砲伝来の経緯の真実により近いと解釈することもできるのである。ただ、徳永氏系図を通覧して気づくことだが、歴代譜の記述に、徳永氏が主君種子島家に相対する思想が滲んでいる事実である。例えば二十九代祐之譜「寛永八年辛未生母氏不詳為安城村地頭住于安城遂不還于城府崇敬家曆産神每歲初秋供初穗祭焉以為家例也吾家傳封十二島證符祐之一日與衆田獵誤射吾獵犬嘗曰射獵犬者死於是質前言自刃將死掛證符於鋒頭呼曰誰能取之乎莫敢近者笑投于火中伏刃」である。同譜「為安城村地頭住于安城遂不還于城府」によると祐之は、安城村地頭を勤め、そのまま城下に帰ることなく安城村にとどまった当主である。譜の記述を意識すると「我が家（徳永家）には、『封十二島之証符』が伝わっていた。祐之ある日、衆とともに獵を行つた時、誤つて自分の獵犬を射殺してしまつた。（祐之は）嘗て獵犬を射殺したら死すべきことをたまつていたが、この前言に従ひ自刃をはかつた。自刃に際して祐之は、徳永家相伝の「封十二島之証符」を鋒の先に掛けて、誰かこの証符を取り上げることのできる者がいるかと叫んだ。この叫びに近くにいた者だれもがそれに近づぐことを憚つていたときに、祐之は笑みを浮かべて、その証符を火中に投げ自刃を果たした。」となる。祐之が地頭の任が明けてもなお、安城村にとどまつた原因はこのあたりに見いだせそうだが、ここで注目すべきは「封十二島之証符」である。「封十二島之証符」の『封十二島』は、種子島家初代信基が種子島・屋久島・トカラ諸島など南海十二島を鎌倉幕府から安堵されたことを意味するが、系図中十一代信忠譜「始祐忠 兵衛介 號徳永 信忠初頼北条時政文治元年三月源平相戦于壇浦平氏不利左馬頭行盛戦死其子信基幼不能容身母懷之以寄時政時政憐之請頼朝封于種子屋久恵良部疏

黄竹島七島之十二島將赴于任焉有使祐忠侍信基公之左右命祐忠以種子島地頭職大浦口氏為外戚也維持建仁二年壬戌九月二十八日発鎌倉到于紀州和歌浦暫下錨待天之時遂到于日州志布志浦頃霜月下旬也相従者自士庶至舟師舵手數百人矣祐忠住日向國後為公到鎌倉就幕府請得封十二島之證符歸献于公公賞賜偏諱信字依改信忠矣生没年月日不詳」は、信基が「封十二島」を得るに際して徳永氏が大きく関わっていることを語っている。譜の語るところを箇条書きにして列挙すると、

① 信忠は種子島家祖信基が種子島下向の際、信基に同道を命じられた。
② 建仁二（一一〇二）年九月二十八日に鎌倉を發した一行は紀州和歌浦を經由して同年霜月下旬に志布志浦に到つた。

③ 信忠はこの地から鎌倉に引き返し、幕府に信基の「封十二島」の証符を得たい旨の交渉をし、これを得ることに成功、得た証文を信基公に献じた。

④ この功により信忠は、信基から偏諱を賜り「祐忠」を「信忠」と改名した。

⑤ また、当代より徳永を号した。
となる。

「封十二島」は、種子島家譜信基譜にも記され、種子島家が中世から島津藩政下を通じて南海十二島の支配の拠り所としたものであるが、系図では、この一件に徳永家が大きく関わつたと公言しているのである。

さて、前掲祐家譜によると、「封十二島証符」は信忠が志布志から鎌倉に引き返しこれを得て帰り、信基公に献じたことになつてゐるが、十九代祐家譜によれば、信基に献じたはずの「封十二島証符」は、そのまま徳永家に保管され祐家代に到つていたことになる。種子島家譜信基譜

には、「封十二島の証符」についての記述はなく、また、種子島家が鎌倉幕府より「封十二島」を受けるに際しての徳永氏の働きについての記述もない。また、管見の及ぶ限り徳永氏がこれに働いたという記事も見いだせない。系図が語るように、種子島家が南海十二島の領有の安堵を得るに際して徳永氏が働いたという事実を検証する術はないわけだが、種子島家が南海十二島の領有の拠り所とするこの一件をあえて系図に記載し、あまつさえ、その証文を衆多の面前で、自家に保管していることを吹聴し棄却したなどとする記述には、種子島家に相対する徳永氏の姿勢を色濃く反映しているものといえる。

十七代祐兵譜「時充公因無世子使甥所殿継家統焉後有男子誕生即対馬守頼時公是也於是公心俄變欲害所殿以讓於吾實子貞和二年丙戌三月十八日於御坊弓場殺害所殿祐兵侍於所殿之左右久愁傷之餘與所殿之室共為僧幽居于山林朝夕不怠香花以吊菩提可謂蝕全追遠志矣」も徳永家が種子島家に相対する意図を滲ませた箇所と言える。同譜は、種子島家六代時充代に起きた種子島家の家督争いに徳永氏がどのように関わったかを語るもので、この家督争いの顛末については種子島家譜六代時充譜にも詳述される。今事件の顛末を同家譜により要約すれば「六代時充には世子が無く一族の又太郎（所殿と號し、二代信式六男貞之の子信家の二男）に家督を相続することにした。ところが後に時充に男子が誕生した（七代頼時）ため、時充は実子に家督を譲ることをはかり、松浦党一族遠藤源三郎頼堅、又太郎近習岩坪高山五郎友重に貞和二年（一三四六）三月十八日、御坊弓場（在慈遠寺上）において松浦党一族遠藤源三郎頼堅、妻又太郎近習岩坪高山五五郎友重を使つて又太郎を殺した。時充はこれを賞し、頼堅に野間村を、友重に平山村を与え家老職に登用した。」となり、

同譜と系図十七代祐兵譜を比較すると、事件の顛末については一致するが、種子島家譜には、この事件に徳永氏が関わったことの記述がないことに気づく。ところが、系図祐兵譜は「祐兵侍於所殿之左右久愁傷之余與所殿之室共為僧幽居于山林朝夕不怠香花以吊菩提可謂蝕全追遠志」とし、あえて、祐兵が時充に殺された又太郎（所殿）側の立場にあったことを語りしめており、これも徳永氏の種子島家に相対する姿勢の表れの一例と理解できる。

前述のとおり、系図二十五代祐家譜には、鉄砲伝来の主役は種子島家ではなく徳永家にあるかのように記述されている。主君種子島家が対外的に最も誇りとした鉄砲伝来一件を徳永氏が主役であるかのように記述する意図については、系図の記述に一貫して流れる徳永氏の種子島家に相対する姿勢をも加味して考える必要があるが、いずれにしても、徳永氏系図二十五代祐家譜の記事は、鉄砲伝来の経緯を語るもう一つの史料として看過できないものと思われる。伝来の瞬間に係る真相は、実は、時堯に直伝されたものではなく、祐家等三人を介して時堯の手に渡ったものだとする徳永氏系図の記述は、徳永氏が種子島家の家臣の立場にあることを考慮するとき、一層の真実味を帯びてくるのである。

四 初伝統は何丁か

鉄砲伝来史の研究で解決されていない問題の一つに初伝統の数の問題がある。すなわち種子島時堯に伝授されたとされる鉄砲がはたして何丁だったのかということの問題が疑問のままにされているということであるが、これにつき、徳永氏系図二十五代祐家譜の記述をも参考にしながら私見を述べてみたい。

鉄砲記の記述によれば、種子島時堯はいわゆる南蛮人から高価をいと

わず二丁を買い取り（「時堯不言其価之高而難及、而求蛮種之二鉄砲」）もってこれを家宝とした（「以為家珍」）が、そのうちの二丁を紀州根来寺・杉坊から派遣された津田監物に贈った（「於此時、紀州根来寺有杉坊某公者、不遠千里、欲求我鉄砲、時堯感人之求之深也；即遣津田監物丞、持以贈其一於杉坊矣」）とある。この記述に従うと、時堯が購入した鉄砲二丁のうち一丁が種子島家に相伝されていたことになるわけだが、種子島家譜寛延元（一七四八）年七月十四日条に「宗信公覽家伝之南蛮鉄砲二一名故郷 一腰指」と、薩摩藩主宗信公が故郷・腰指と名付けられた南蛮鉄砲二丁をご覧になられたといひ、また、同じく文化二（一八〇五）年七月二十四日条にも「太守公見所伝家之南蛮製鉄砲二」と、薩摩藩主齊宣が種子島家相伝の南蛮製鉄砲二丁をご覧したとあることから、鉄砲記が記すとおりに時堯が得た鉄砲が二丁であり、そのうちの二丁を津田監物に贈ったとすれば、初伝銃を三丁としなければ、数の上から整合がとれなくなるのである。

さらに、同じく明治十（一八七七）年六月二十四日条⁽¹²⁾には、西南戦争で種子島屋敷が被災したさい、家宝の南蛮製鉄砲は焼失したと解釈すべき記述があり、同じく翌明治十一年二月十五日条⁽¹³⁾には、南蛮人との最初の接触を果たした時の西之村地頭西村織部丞の遠祖が、種子島家の家宝である初伝銃が焼失したことを悼み、当時織部丞が南蛮人から得て今西村家に相伝している南蛮製鉄砲一丁を種子島家に贈ったと記していることから、実は、種子島時堯が鉄砲二丁を購入したときに、西村家の遠祖織部丞も一丁得、それを西村家相伝の家宝として保管してきていたことになるので、いわゆる初伝銃は四丁ということになり、初伝銃が何丁かについての謎は深まるのである。

鉄砲伝来史研究に数々の業績を残された故平山武章氏は、鉄砲記の記述と種子島家譜の記述内容の齟齬について、つまり、初伝銃二丁の通説と種子島家譜の記述との矛盾について、「このナゾを解くカギとして、私は、鉄砲伝来の翌年、すなわち、天文十三（一五四四）年の種子島家譜に注目したい。『今春、南蛮船、熊野浦（熊毛郡中種子町）に漂来す。船客中、一人の鉄匠（鍛冶屋）あり。恵時・時堯思えらく、天の授くるところなり」と。すなわち（八板）金兵衛清定という者を遣わして、鉄砲を製するを学ばしむ。期年にして、新たに数十鉄砲を製し、世に流布す。日本鉄砲の権輿か』。これは、ピントら三人が種子島からの帰途、寧波に立ち寄ったさい、鉄砲が同島で異常に歓迎されたことを知った他のポルトガル人が、今度は商品として船に積み込んできた、と推定できないだろうか。もちろん、一年以内の出来ごとなので、この時種子島に入り込んだ鉄砲が、同じ初伝銃として後に記録されたとしても、何の矛盾もないと思います。恐らく、こうした初伝銃が、時には大友氏、あるいは島津氏に献納され、なお残ったのが四丁であったと考えています。初伝銃が、二丁という通説はそのまま残してもよいでしょう。」と説明されている。氏のこの考え方は、時堯が鉄砲二丁を購入し、その内の二丁を津田監物に贈ったとする鉄砲記の記事、寛延年間と文化年間に藩主が南蛮筒二丁を実見したとする種子島家譜の記述を既成の事実として認識するところからでたものと思われる。

はたして、藩主両名が南蛮筒二丁を実見したという記事に疑問はないのか。

「隅州熊毛郡種子島」（種子島家文書のうち「種子島開発センター所蔵」に種子島家の蔵する宝物に関する記事がある。同書は、「島内主要箇

所の方位と距離を示した記事が、文化七・八年ころの成立と思われる種子島方角札帳とほぼ同一であること、一八カ村のうち半分の人家数が同じであること、記事の下限年が文化八（一八〇八）年で、一島総石高が『薩藩政要録』収載の文化九年の数値より小さいことなどから、文政九（一八二六）年の伊能忠敬の種子島測量実施後しばらくしてから作られたものであると推定されること」（『鹿児島県の地名辞典』（平凡社））などから、文化年間から文政年間にかけて筆記されたものと推定されるが、この中に次の記事が見い出される。

南蛮筒鉄砲 号故郷

- 一筒長式尺三寸五分筋立芥子口
- 一筒上面三所二金二而梅花之目印有
- 一前盤目当真鍮
- 一先盤目当惣銀 露なし
- 一板金火挾毛拔真鍮毛彫唐草模様
- 一銃火蓋雨覆引金用心金板金留釘用心金留釘真鍮
- 一筒留之針三所
- 一矢之本金物鉄末真鍮
- 一木黒く銃目竹之如木之名相知不申候
- 一台尻表之方二楷字二而故郷之二字彫付御座候
- 一えふご壱ツ
- 一高三寸八分
- 一広六寸
- 一えふご廿四

華獅子之皮之模様甚麗密二御座候

藻玉

- 一差渡式寸四分
- 一口高式寸五分
- 一厚壱寸式分形饅頭之如し
- 一裏平にして少丸
- 一中之蓋取放し内二切かひ有之捻廻し候得者口満り申候是所より口葉を入申候
- 一上之口差込
- 一木之色黒し

右天文十二年癸卯八月南蛮船漂来之節船頭貴利志多陀孟多牟良叔舎と申者島主左近將監時堯二贈申鉄砲二而御座候

これには、種子島家が蔵するところの宝物の一つとして「南蛮筒鉄砲」が認知されていたこと、その南蛮筒が天文十二（一五四三）年に種子島に漂来した南蛮船の船頭二人から時堯が贈られたものであり、台尻に「故郷」と刻まれたものであったことなどが南蛮筒の形状を含めて詳細に記録されている。⁽¹⁵⁾ 種子島家譜によれば、種子島家伝来の南蛮筒は明治十年の西南戦争の戦火に焼失したとあるから、これは、天文十二年八月の南蛮船漂来の節、時堯が伝授した南蛮筒（故郷）の実体を伝えたものとして貴重な情報といえる。

さて、本論に即して、この記事に注目すると、これには、種子島家に蔵する宝物として認知される南蛮筒が、鉄砲の台尻に「故郷」と刻まれたもの一丁だけしか記されていないことがわかる。同書成立推定年を下限をとり文政九年前後とするとき、この記事は、藩主斉宣が種子島家相伝の南蛮製鉄砲二丁を実見したとする文化二年から十数年を経たころの

状況を語るものと理解できる。その間、種子島家譜をはじめとする諸史料に南蛮筒が焼失したとか、盗難にあったとかの記録も見いだせないから、この記事に従えば、種子島家には宝物たる初伝銃は一丁しか存在していなかったということになるのである。

鉄炮記と種子島家譜の記述に従って種子島家伝来の初伝銃のその後の消息を整理すると、「時堯二丁を購入↓一丁を津田監物に贈り一丁を種子島家に保有↓明治十年西南戦争の戦火に遭い焼失↓西村家保有の初伝銃一丁を受贈↓現在に至る」となる。これに従えば、今種子島家に伝存する初伝銃は一丁であるので、時堯が南蛮人から二丁を得たこと、うち一丁を津田監物に譲り残り一丁が種子島家に保有されたが、これが西南戦争で焼失、家臣西村家から遠祖織部丞の得ていたものを受贈し、それが現在の初伝銃に連なると明快に説明でき、南蛮船漂着の際伝来したいわゆる初伝銃は、種子島時堯の得た二丁と、西村織部丞の得た一丁の計三丁になると明快に説明できるのである。問題は、種子島家譜寛延元年七月十四日条、文化二年七月二十四日条に記述される藩主二人が南蛮筒二丁を実見したという記事の解釈である。この記事を素直に読めば、時堯が得たとされる南蛮筒二丁がそのまま種子島家に保有されていたことになり、紀州根来寺杉坊の津田監物に一丁を譲ったとする記述との矛盾を生じることになる。逆に、藩主二人が実見したという南蛮筒二丁が実は一丁の誤りであったとすれば、その矛盾は解決し、現在につながる初伝銃の系譜が無理なく説明できるのである。

そこで、藩主二人が南蛮筒二丁を実見したという種子島家譜寛延元年と文化二年の記述に着目してみると、寛延元年条の記事には「宗信公覽家伝之南蛮筒二一名故郷」とあり、南蛮筒の二丁を故郷と腰指であったと明

記するが、文化二年条には「太守公見所伝家之南蛮製鉄砲二」とし、寛延元年条に記した「故郷・腰指」の注記がされていないことに気づく。このことをどのように解釈するのか。

伝来の南蛮筒を故郷・腰指と称したことを、鉄砲伝来の経緯を説明することを意図した文章の中で記すのは八板氏清、定一流系図⁽¹⁶⁾中の清定金兵衛譜「天文十二年癸卯八月南蛮船漂来于西之村洋時携来鉄砲而献二挺故郷・腰指於島主時堯」である⁽¹⁷⁾。故郷・腰指の二丁のうち種子島家に保有され相伝されたのは故郷であったことは種子島家譜寛延元年七月十四日条、文政十年三月九日条⁽¹⁸⁾、明治二十三（一八九〇）年六月二十四日条の「故郷」に係る記述で理解できるから、腰指が津田監物に譲られたわけであれば、前掲寛延元年七月十四日条の記述する「宗信公覽家伝之南蛮筒二一名故郷」は、監物に譲られたはずの腰指が実は譲られていないことを暗に語ることになり、これはひいては、鉄炮記の記述の否定にもつながりかねないので、これへの配慮もあつて、文化二年七月二十四日条の斉宣が南蛮筒を実見したという記録においては敢えて「太守公見所伝家之南蛮製鉄砲二」とし、「二名故郷 一腰指」を省いたのではあるまいか。時堯が高価をいとわずに購入した南蛮筒の一丁を、津田監物に譲ったとする鉄炮記の記述は、鉄砲普及における種子島家の役割を立証する典拠と位置づけられるものであることを知るとき、文化二年の記録において、「一名故郷 一腰指」を省いたことの意味は看過できないようにも思われるのである。

推定の域を出ないが、「南蛮筒二」は寛延元年条・文化二年条ともに記される文言だが、これは、あるいは初伝銃（故郷）が一丁、南蛮筒を模

した国産銃が一丁の二丁であったと理解する方が自然なのかもしれない。

それでは、種子島家に相伝されてきた初伝銃は何丁だったか。再度前掲「隅州熊毛郡種子島」の中で、種子島家が蔵する宝物を概説する箇所を取り上げ、これに記述される所に従い、初伝銃の丁数を考えてみたい。同書は前述したとおり、基本的には、「種子島方角札帳」「懐中島記」と並ぶ種子島地誌の概説書である。その冒頭に種子島家に蔵する宝物を記す箇所があり、その宝物の一つとして「南蛮筒鉄砲」が項立てされ、「右天文十二年癸卯八月南蛮船漂来之節船頭貴利志多陀孟多牟良叔舎と申者島主左近将監時堯二贈申鉄砲二而御座候」と、南蛮船漂来の節に、時堯が得た南蛮筒について説明しているのだが、これには、「故郷」だけが紹介されもう一丁の「腰指」についての記述がない。この事実は、種子島家に初伝銃の二丁、つまり故郷・腰指の二丁が相伝されたものではなく、同家に相伝されていたのは、台尻に「故郷」と刻まれたもの一丁だったと理解するのが自然のようである。

種子島家に相伝されていた初伝銃は実は一丁だったことを窺わせるもう一つの史料に、「種子島家譜文政十年三月九日条」がある。これは、冒頭「九日再撰方五代直左衛門遣書于家老命島主始封之次第所々戦陣従士之姓名南蛮人鉄炮伝授之事等詳書以可呈之事開于左」とあり、藩庁再撰方五代直左衛門が、種子島家家老宛にあてた達書で、種子島氏の種子島入部の経緯、諸戦に参陣した戦士の姓名、南蛮人鉄砲伝来伝授の事などにつき、調査をし文書で回答すべきことを伝達したものであることがわかる。ちょうどこの時期薩摩藩庁では、三国名勝図会の編纂のために、藩内各領に対し様々な調査を命じている。これはこの延長線上にある達書で、種子島家に対しては、「南蛮人鉄炮伝授の事」も調査の対象として

伝達されている。

一、天正年間南蛮船漂着、初而鉄炮を相伝、翌年又々来着、打方火薬調合等相伝筋与相見候、右火薬調合方二付而、いづかたの硫黄を以製候哉、其事詳不知候間、島中二而硫黄取得候哉、外島江相掛取得候哉、相知候間、細々可申出候

二、右鉄炮相伝候節者、島主恵時家督中二而有之間敷候哉書出二者、其子左近将監時堯与有之候、此儀相糺可申出候

三、右鉄炮台二漢字二而故郷之文字彫付有之候、南蛮人儀横文字相用事候処、南蛮人直伝之鉄炮江、漢字有之儀甚不審之事二候、此儀委曲相糺可申出候

右は、達書の中から「南蛮人鉄炮伝授の事」に関する部分を抜き書きしたものである。要約すると初伝銃とされている鉄砲に対して、

①火薬調合には硫黄が必要なはずだが、その硫黄はどこで調達したもののか。

②伝来時の島主は、時堯とあるが、当時の家督は恵時であるはずなのに時堯となつているのはどうしてか。恵時の誤りではないのか。

③伝来銃の台に漢字で「故郷」と彫り込まれているそうだが、南蛮人直伝の鉄砲ならば、横文字であるはずなのに漢字が刻まれているのはおかしいではないのか。

の三点が調査事項として命じられていることがわかる。いずれもつともな疑問で、現在我々が初伝銃の系譜について疑問としてきていることについて、すでに江戸文政期にも同様な疑問が呈されていたことがわかり興味がある。

この三点の疑問のうち本論に即してとくに注目したいのが、上記要約

③である。これは、伝来銃の一つ「故郷」に関する質問だが、不思議なことにもう一つの「腰指」についての質問がない。あるいは、これより先、既に一度種子島家から南蛮製鉄砲に関する報告書が再撰方に提出されており（あるいはそれが、前掲「隅州熊毛郡種子島」とも考えられるが）、その報告書に「故郷」のことだけが触れられていたので、結果的に「故郷」に関する質問に終止したのかもしれないが、いずれにしても、ここで再撰方が糺しているのは「故郷」の一丁だけなのである。この事実に着目すれば、前掲「隅州熊毛郡種子島」が種子島家宝物の一つとして紹介した南蛮筒を「故郷」の一丁のみとして取り上げている事実とも併せると、あるいは、種子島家に南蛮人直伝の鉄砲として相伝されていたのは「故郷」の一丁だったと見るのが妥当ではなからうか。以上の観点から、種子島家譜の寛延元年七月十四日条及び文化二年に宗信・齊宣の二藩主が、見たとする南蛮筒二丁は、南蛮人から直伝されたものは一丁であり、家譜が記す両藩主が南蛮筒二丁を實見したという記事は、事実誤認か、あるいは、直伝のものではなく、直伝の南蛮筒を模した国産銃の一つを加えた二丁であったと推定しておきたい。

仮に、天文十二年八月の南蛮船漂来の節に、種子島に直伝された鉄砲は三丁であったとする。その三丁は、結果的に時堯に伝えられたものが二丁、西之村地頭が得て西村家に相伝されたものが一丁である。この事実を、従来認知されている「鉄砲記」「種子島家譜」「八板氏清定一流系図」で確認すると次のようになる。つまり、時堯に三丁が伝えられたことについては、鉄砲記はその伝授の瞬間を「時堯不言其価之高而難及、而求蛮種之二鉄砲、以為家珍」と綴り、八板清定一流系図清定譜は「南蛮船漂来于西之村洋時携来鉄砲而獻二挺時堯於島主時堯」と綴る。すなわち、

伝授された鉄砲は二丁で時堯が購入したものであり、その二丁は「故郷」「腰指」と呼ばれたことを伝えている。一方、当時西之村地頭を勤めていた西村織部丞が伝授していたことについては種子島家譜明治十一年二月十五日条「時彦の遠祖西村織部丞も亦一挺を獲たり」で確認できる。しかし、これらの史料により直伝した南蛮筒の丁数は、その後の種子島家譜の記事（寛延元年・文化二年条）との不整合が生じ、前述のとおり、これをもって直ちにその丁数を判断することはできないのである。そこで、直伝南蛮筒が三丁であったことを補完する史料が求められることになる。

試みに前掲徳永氏系図二十五代祐家譜をその一つの史料として活用してみたい。

同譜中「即贈鐵砲三挺以示信三人大喜持到城府獻時堯公公愛賞之吾国鐵砲之権輿也」が系図における南蛮筒伝授の模様を語る部分である。これによれば、南蛮船に乗り込んだ祐家等三人が書筒を取り交わした結果、遂に友好を結ぶにいたり、その友好の証として三丁の鉄砲が贈られたことになっている。この下りは、伝授した鉄砲が三丁であったことを、伝授の経緯を語る一連の文脈に記述するものとして注目される箇所である。すなわち、単純に伝来銃の丁数を知ることのみを目的にして、鉄砲記、種子島家譜、八板清定一流系図を複合的に読んで得た数字は三丁となることは先に述べたところであったが、当徳永氏系図の二十五代祐家譜は、伝来を語る一連の文脈の中で伝来銃三丁の事実を伝えているといえるのである。

そもそも、伝来銃の丁数が問題になるのは、種子島家譜の寛延元年及び文化二年条に藩主宗信・齊宣が南蛮筒二丁を實見したとの記事、また、

種子島家伝来の南蛮筒が、西南戦争で焼失し、西村家遠祖織部丞が当時得ていたものを種子島家に献じたとする同家譜の明治十年・十一年の記事が、鉄炮記の記事と符合しないところに起因するものであった。故平山武章氏は、翌天文十三年の南蛮船の再来の記録に着目し、「この時種子島に入り込んだ鉄炮が、同じ初伝銃としてのちに記録されても何の矛盾もないと思います」として、結果的に南蛮船直伝の鉄炮は四丁あったとしたうえで、「初伝銃が二丁という通説はそのまま残してよいでしょう」としているのであるが、氏のこの説は、鉄炮記の記事と種子島家譜との記事の整合をとることを主眼に、やや無理を覚悟で構築したものと考えられる。

氏の幾多の論著の中で、徳永系図の引用は管見の及ぶ限りはない。氏が当該系図の存在を認識していなかったとは考えられないので、資料的価値を計ったうえでの結果だと思ふのだが、徳永氏系図の記述の裏付けをとることが難しいのは、鉄炮記や八板氏清定一流系図等従来認知されている史料の記述内容が、他の文献で裏付けをとることが難しいのと大差ない状況にあるともいえるので、初伝銃の系譜就中初伝銃の丁数を考察の対象と取り上げるとすれば無視し得ない史料の一つとしてあげるべきものと思われるのである。

さて、徳永氏系図二十五代祐家譜の語る初伝銃の伝来の経緯は、南蛮人から三丁をもらい、これを種子島時堯に献じたとある。これを、種子島家譜の寛延元年・文化二年の記事、さらに、明治十年、同十一年の記事を含めて初伝銃の系譜を考えるとどうなるか。

徳永氏系図二十五代祐家譜は南蛮筒伝授の瞬間を「即贈鉄砲三挺以示信 三人大喜持到城府献時堯公」とする。これによれば、祐家等三人は南

蛮船乗組員から三丁の鉄砲を贈られ、これを赤尾木城下に持参し時堯公に献じたこととなっている。前述したとおり、鉄炮記を始めとする従来認知されている史料によれば、結果的に種子島家に伝授された鉄炮は二丁であり、その一丁が紀州根来寺杉坊の津田監物に譲られ、一丁が種子島家に保管され相伝されてきたが、明治十年の西南戦争の戦火に焼失したので、西村家が遠祖織部丞が当時得ていたものを種子島家に献じ、これが、現在に伝わるいわゆる初伝銃であるということになる。

これとの整合性に着目すれば、系図の記述は、祐家等三人は贈られた鉄砲のうち二丁を時堯に献じ、一丁はそのまま三人の中の一人が保持していなければならぬことになる。ところが、系図の祐家譜は、「三人大喜持到城府献時堯公」と記すのみで、三丁とも献じたのか、あるいは、それが一丁であったのか、二丁であったのかの細かな記述を省いている。そこで、三丁のうち二丁を時堯に贈り、一丁は西村織部丞が保管したとの仮説たてる時、これに合理的説明が与えられるか。

鉄炮記や種子島家譜等が記すところによれば、天文十二年の南蛮船漂来の節に南蛮筒を伝授されたのは、時堯と西村織部丞の二人である。時堯の伝授については、鉄炮記・同家譜、八板氏清定一流系図等の多くの史料が伝えているが、織部丞が伝授されたとする記録は、徳永氏系図の祐家譜を除いては種子島家譜明治十一年条のみである。同記事は、南蛮船漂来の節に、時堯以外に南蛮筒を伝授されたもう一つの事例として重きをなし、かつ、初伝銃の丁数を数える場合も重要な要件をもつとして重要視されているものである。しかし、これは、鉄砲伝来の経緯を記述することを目的にしたものではなく、時堯以外に織部丞も伝授されたことの典拠史料としては、二次的な史料の域を出ない。従って、織部丞も

南蛮船漂来の節に、南蛮筒を伝授したという典故は徳永氏系図に求めざるをえなくなるのであり、逆説的にはあるが、系図の当該譜の「三人大喜持到城府献時堯公」は、三丁のうち二丁を時堯に贈り、一丁は西村織部丞が保管したと解釈したほうがより自然ということになるように思われる。

以上の考察から、天文十二年八月の南蛮船漂来の節に伝授された南蛮筒、すなわち、初伝銃は三丁であつたとしたい。そして、伝授の経緯は、南蛮船漂来に遭遇した徳永氏二十五代当主祐家、松村七朗朝光（出自不明）、西之村地頭西村織部丞が、南蛮船乗組員から友好の証として南蛮筒三丁を贈られ、三人はその三丁のうちの二丁を時堯に献じ、残り一丁を織部丞が保管したと解釈したい。

時堯が祐家等三人から贈られた二丁の南蛮筒は、そのうちの「一丁を、時堯の厚意で紀州根来寺杉坊の津田監物に譲られたので、種子島家には一丁が代々種子島家の家宝として相伝された。また、織部丞が保管したものは、その後、西村家に代々相伝されたが、明治十年の西南戦争で主君種子島家の南蛮筒が焼失したのでこれを献じたので、以後、西村家に相伝された南蛮筒は、種子島家の家宝としてつながれることになった」とも推測できるのである。

おわりに

鉄砲伝来の事情や初伝銃の系譜を語る史料は多い。鹿児島県に源を発するものでは、鉄砲記と種子島家譜が最も知られたものだが、他にも鉄砲鍛冶元祖家八板金兵衛の一統を綴る八板氏清定一流系図や種子島氏家臣徳永氏系図もある。これらの史料の語る鉄砲伝来の諸経緯については概ね一致するものの「徳永氏系図」にあつては、南蛮人との最初の意志

疎通の手段や伝来銃の丁数に微妙な違いを確認できる。

ここでは、鉄砲伝来に係るもう一つに史料として徳永氏系図をとりあげ、初伝銃の系譜に係るいくつかの問題につき私見を述べてきた。結びとして、本論の補足説明もかねて以下にまとめておきたい。

徳永氏系図の記述する「鉄砲伝来」と、鉄砲記の記述する「鉄砲伝来」の相違箇所について特筆し考察したのは、一つは、南蛮人との出会いの場所とその際の意志疎通の手段であつた。すなわち、徳永氏系図によると、沖合に碇泊する南蛮船が最初の出会いの場所であり、意志疎通を図つた場所であつた。この最初の出会いの場所につき鉄砲記には、積極的に特定する記述を見いだせないから、「以杖於沙上云」の箇所から、南蛮人が沖合に碇泊する船から海浜に上陸するのをまつての出会いということになる。これまでの、南蛮人との出会いの瞬間の場面設定は、その大方を、鉄砲記に従つており、南蛮船から下船してきた南蛮人と織部丞が砂上筆談することのイメージで理解してきたが、徳永氏系図の語る出会いの瞬間は、これとは異なるものとなるのである。いずれが真相を伝えているかの判断は、前述のとおり、史料の制約から不可能に近いとすべきだろうが、ただ、メンデールスピントの「遍歴記」には「沖合に碇泊するジャンク船に六人が乗り込んできた」との記述があり、強いていわずれであつたかを求めようとすれば、あるいは、系図の記述が真相に近いといえなくもない。

意志疎通の手段について、鉄砲記と徳永氏系図の違いは、前者が砂上筆談、後者は書簡の往復の手法を用いたことであつた。鉄砲記の記す「以杖於沙上云」が、乾いた砂の上で、しかも、その内容が断片的な会話の域を越え字数も一三〇字に及ぶということは、果たして現実的なのかと

いう素朴な疑問を禁じ得ない。

意志疎通の手段としてこれまで知られているものは、もう一つ、メンデス・ピントの「遍歴記」があった。すなわち遍歴記の「それから、通訳をしている一人の琉球女を呼び寄せた。：ナウトキン（直時（種子島時堯） 筆者注）はその女に向かつて次のことをいった。『船長にこの者どもは何処にいたのか、何のために我が日本の国へ連れてきたのかを応えよ』」の部分である。これは、すでに、南蛮船が府城の津に曳航され、時堯との会見の様相を伝えるところだが、これによれば、意志疎通が通訳「琉球女」を介したものであつたことを語っており、この事實は、記録上、意志疎通の手段が「以杖於沙上云」の外に複数あつたことを示している。

鉄炮記の「以杖於沙上云」は、これまで、南蛮人との最初の出会いの意志疎通の手段として固定的に理解されてきた。これを積極的に否定する材料がない以上これはこれでよいわけだが、今種子島に所在する鉄砲伝来を語るもう一つの史料「徳永氏系図」が確認され、その中に、鉄砲記と違う意志疎通の手段が記されていることを知るとき、鉄砲記の「以杖於沙上云」を無批判に継承することはできないと思われるのである。

徳永氏系図が鉄砲記の記述と相違する箇所として特筆し考察したもう一つは、初伝銃とされる南蛮筒丁数の問題であつた。すなわち鉄砲記は、初伝銃を、時堯が南蛮人から購入した二丁とし、徳永氏系図はこれを、二五代祐家等三人が南蛮人から贈られた三丁とするのである。いずれが真相を伝えるかだが、種子島家譜の記録に、天文十二年八月の南蛮船漂来の節に当時西之村地頭であつた西村織部丞にも一丁を伝授されていたことを伝える記録があるので、鉄砲記か種子島家の公的記録の一つであ

るとの前提に立てば、公的記録も、結果的にであるが三丁を容認することになり、従つて、初伝銃の丁数に関しては系図の記載が真相を伝えているといえなくもない。

初伝銃が何丁であつたかはこれまで明快に説明されていないことは本文で述べたところであつた。前述したとおり、初伝銃として記録上数えられる数字が三丁であることは間違いないのだが、鉄砲記が時堯が伝授された南蛮筒のうちの二丁を根来寺杉坊の贈られたと記しており、従つて、種子島家には残りの一丁が相伝されて来たはずなのに、種子島家譜の寛延元年条や文化二年条に薩摩藩主が「南蛮筒二丁」を実見したと云う記事があり、さらに、同家譜の明治十年条に種子島家相伝の南蛮筒が焼失したこと、翌明治十一年条には西村家が遠祖織部丞が得ていたものを贈つたという記事があることから、単純に三丁とすることは問題ありとの見解が生じてくるのである。この疑問を解くに際して、同家譜の上記の記事を既成の事実としてかかると、記録の上からはじき出される数字との整合はとれなくなることは明白で、強いて、整合をとるとすれば、例えば天文十三年の南蛮船再来の際に商品として持ち込まれたであろう南蛮筒を含めるなどの便法が必要とならう。

はたして、寛延元年に藩主宗信が、文化二年に同じく斉宣が南蛮筒二丁を実見したと云う記事は真相を伝えているのか。本文では、種子島家譜文政十年三月九日条、隅州熊毛郡種子島の記事を引用して、種子島家譜の記す、寛延元年に藩主宗信が、文化二年に同じく斉宣が南蛮筒二丁を実見したと云う記事は事実誤認で、両藩主が実見したという南蛮筒は実は一丁であつたと推定したところであつた。もし、この推定が成り立つとすれば、初伝銃を三丁と数えることが可能となり、伝来の経緯から

その後の初伝銃の消息は「初伝銃は南蛮船漂来に遭遇した徳永祐家・松村七朗朝光・西村織部丞の三人が三丁を伝授したものである。このうちの二丁が時堯に献上され一丁は西村織部丞の保管（保有）となり、以後西村家の相伝するところとなった。一方、時堯に献上された二丁の南蛮筒は、そのうちの二丁が根来寺杉坊の津田監物に譲られ、残り一丁（「故郷」）が種子島家の家宝として相伝された。ところが、明治十年の西南戦争に種子島家は被災し家宝の南蛮筒も焼失した。これを悼んだ西村家は、遠祖織部丞の保有となり以後西村家で相伝されてきた南蛮筒一丁（祐家等三人が得た南蛮筒のうちの二丁）が種子島家に献上された。現在、種子島家蔵（種子島開発総合センター展示公開）の「初伝銃」がすなわちこれである。」と説明がつくようである。

勿論、徳永氏系図が鉄砲伝来を語る史料としていかにほどの価値を有するかは、今後の史料の検証を必要とするが、鉄砲記が史実を忠実に記述するとはいえないこと⁽²³⁾、同系図の記述内容が鉄砲記を始めとする従来認知される史料とは、明らかに異なる事実を伝え、かつ、その内容が、他の文献でも裏付けが見いだされる（勿論全てではないが）ことなどから、「徳永氏系図」を鹿児島県に所在する鉄砲伝来の経緯を語るもう一つの史料として位置づけていいのではないかと考えるのである。

注

(1) 拙稿「徳永氏系図について」（『黎明館調査研究報告 第十一集』）に詳説するが、本論に即して以下に要約する。

徳永氏系図は薩摩藩政下の種子島家家臣「徳永家」の系図。藤原姓足利氏を出自とし、明治十七年生祐基までの同家三十八代（徳永姓を得てから二十八代）の譜が記される。系図の成立年は未詳だが、種子島家譜文政十年三月九日条の

再撰方種子島家老宛達書に、「元祖信基種子島江被封候節鎌倉より召列罷下候者廿余人之子孫有之由其節之名前且子孫何某与申者二候哉是又可申出候」とあり、また、この項の前には、由緒ある種子島家家臣につき、その由来を系図・由緒書を添えて報告すべきことと記されていることなどから、達書が発信された文政十年よりそう遅れない時期に成立したものと推測される。

系図によると同氏はもと鎌倉御家人で、当時同じく鎌倉御家人で種子島地頭職にあつた大浦口氏の外戚であつた縁で、種子島信基の種子島入部に際して近習として同道した氏族。種子島信基の入部に際しての同道の経緯やその働きについては、十一代当主信忠譜に詳述されるが、ここで特に強調されるのは、種子島氏が種子・屋久を含む薩南諸島十二島の安堵を受ける際に重要な役割を果たしたことの記述である。さらに同譜に従うと、信忠はこの功績により信基の諱を賜り、「祐忠」を改め「信忠」を称し、併せてこの時から徳永氏を称するようになった。

信忠以後、十二代政忠、十三代祐友、十四代祐春三代の譜には共通して「為近侍」が記録され、十五代祐治の譜には「用人領主横目」、十六代祐行譜には「為眞時公近侍進船奉行賜高三十六石」とあるので、概ね十一代信忠から十六代祐行までは種子島家家臣として重職にあつたことが窺える。次の十七代祐兵代には、種子島家における家督相続を巡る内紛が勃発した際、祐兵は反本宗家の立場にあつたにもかかわらず、例えば十九代祐不が物奉行や西之村地頭に、二十五代祐家が側用人に、二十六代祐秀が船奉行に登用されるなど種子島家政府内において一定の部署を担っていた。ところが、二十九代祐之を境にして安城村に居着き、以後例えば、三十代祐盛は「勉勵于開墾耕作多年頗殖家産分」（祐盛譜）し、三十二代祐徳は里正横目、三十四代祐兼は里正、三十五代祐行・三十六代祐高は牧見舞として地方の小役人として代を重ねた。

(2) 「南浦文集」所収（鹿児島県歴史資料センター黎明館蔵）

(3) 拙稿「鉄砲伝来についての二・三の考察」とくに八板氏清定一流系図を中心にして」（『黎明館調査研究報告 第十集』）

(4) 「知覧小右衛門正徳五年未四月廿九日付八板鉄右衛門宛達書」（『鉄砲鍛冶文書』のうち 種子島開発総合センター所蔵）

写

覚

異国より鉄砲相渡候節、致相傳候

鍛冶今兵衛清定名字並子孫有

無之儀、相糾可申上旨、先年巳ノ年
從 久基公被 仰下相糾候得共、究而

分明申出仁無之、古老之者共申

傳候者、清定与申者八板鉄右衛門元祖二而

可有之候、様子者当鉄右衛門祖父五郎左衛門

實名清重与名乗為申由申出候二付、

其旨書付を以申上置候、

仰出

清定子孫無之候而八不可然事二候条、

八板鉄右衛門家を鉄炮鍛冶元祖二

究置可申候、

右之通此節知覧小右衛門下り二被

仰出候二付、申渡候条、奉得其意を

鉄炮稽古方尚以可相心懸事

肝要二候、子孫二至り此旨能相傳

尤二候、以上、

正徳五年末四月廿九日

護普請奉奉

岩川理兵衛 印

下村新九郎 印

□川覚右衛門 印

知覧小右衛門 印

八板(鉄右衛門)

(5) 徳永氏系図には、種子島家への對抗精神が一貫して流れていることは本論で詳説した。この背景を考えると参考とすべきが、種子島家譜又政十年三月九日条の再撰方種子島家老宛達書にあると思われる。すなわち、当系図は、藩庁再撰方の三元祖信基種子島江被封候節鎌倉より召列罷下候者廿余人之子孫有之由其節之名前且子孫何某与申者二候哉是又可申出候の指示により作成されたものと考えられ、これまで、不遇をかこつてきた徳永氏にとつては、この不遇をゆわれ無き処遇として、あるいは、自家の処遇改善を藩庁に訴える意図があつたのではないかと推察される。

(6) メンデスIIピント『東洋遍歴記』(岡村多希子訳 東洋文庫 平凡社)

「我らは島の前面七〇ブラッサの所に投錨したとき、陸から丸木船二艘に六人の者が乗つてやつてきた。小舟が我が船の舷に近づくと、彼らはその国風に挨

拶をなし、我らがジャンクがどこから来たかと尋ねた。それに対してシナから

商品を積んできた、許しがあれば島人と商いをしたいためたど応えた。…そ

れから、通訳をしている一人の琉球女を呼び寄せた。ナウトキンはその女に

向かつて次のことをいった。「船長にこの者どもは何処にいたのか、何のため

に我が日本の国へ連れてきたのかを応えよ」これに対して船長はこのポルトガ

ル人は正しく商人にして善良な人である云々と答えた。」

(7) 拙稿「徳永氏系図について」(『黎明館調査研究報告 第十一集』)

(8) 「種子島家譜初代信基譜」(種子島時邦氏所蔵、『同譜巻一』)(種子島開発

総合センター寄託)

「且時政以執奏賜多禰島・屋久島・永良部島・硫黄島・竹島七島、凡十

二島、時多禰島地頭大浦口氏在鎌倉聽事、代官上妻氏在島也、」

(9) 「種子島家譜六代時充譜」(『同譜巻一』)(種子島時邦氏所蔵、種子島開発

総合センター寄託)

時充壯歳瘦疾厚、自覚不免、約属家統於同氏又太郎號所殿、信式六男、信

貞之子、信家之二男也、後得癒而生一子、頼時は也、於是、時充悔約、以

謂殺又太郎、伝家統頼時(中略)時充召頼堅與祿以為臣、且以国上村大内

侍女、妻之、於是時充以謂、頼堅羈旅臣而無善好於又太郎、令彼殺之、密

召頼堅而告之、即応命而捧誓書、又以大内侍次女、妻又太郎近習岩坪高山

五郎友重為姻婭、於是相與謀、貞和二年三月一八日講射於御坊在慈遠寺上、

招又太郎置酒看醉之、後害之、時充賞之、賜頼堅野間村友重平山村、以為

家老職、

(10) 「種子島家譜二十一代久芳譜」(『同譜巻十五』)(種子島時邦氏所蔵、

種子島開発総合センター寄託)

(11) 「種子島家譜二十二代久照(久柄)譜」(『同譜巻二十四』)(種子島時邦氏

所蔵、種子島開発総合センター寄託)

(12) 「種子島家譜二十五代久尚・二十六代時丸譜」(『同譜巻八十七』)(種子島

時邦氏所蔵、種子島開発総合センター寄託)

六月二十四日斤下兵火大起本邸亦以是日属焦土初事之将起也嘗種子島

之商船来泊焉監皆請祖宗之重器送致之種子島以図保存不見許及事急不

能搬運去悉藏之八間土蔵塗以味噌禦火至是終為灰燼云

(13) 「種子島家譜二十五代久尚・二十六代時丸譜」(『同譜巻八十七』)(種子島

時邦氏所蔵、種子島開発総合センター寄託)
二月十五日西村時彦献鉄炮老挺初天文十二年南蛮人鳥銃于法性公也時

彦之遠祖西村織部正亦獲一挺焉去歲之戰公室所藏為兵火所燒時彦聞之乃獻己家所藏公嘉之賜備前刀一口及金二百疋

- (14) 本島洋著『種子島鉄砲伝来その歴史と謎』(読売新聞鹿児島支局編)
(15) 所莊吉氏は、その著『火繩銃』(雄山閣)で、「隅州熊毛郡種子島」(所氏は同書を「種子島記」とする)の当該記事を引用し、現在初伝銃として

種子島開発総合センターが所蔵するものが、時堯の手を経て種子島家に相伝されたものとは同一ではないということの典拠にしている。

- (16) 八板春吉氏蔵(西之表市在住)
(17) 清定金兵衛譜の全文は次のとおり

清定 金兵衛尉

濃州関之鍛冶善刀劍為産業而來

天文十二年癸卯八月南蛮船漂来于西之村洋時携来鉄砲而獻一挺故郷・腰指於島主恵時・時堯公公得於異邦之珍甚愛之故使於鍛冶清定約師弟学其製也清定以謂外夷之賊雖告信敢不容寧遣娘女於船長牟良叔舎以不如結一朝之交而嫁之概得聞其製方千慮不通所以塞其底之術也隔数月蛮船開港携嫡女去臨別蛮人贈遺之品物許多也同十三年甲辰南蛮船復漂到於坂井村熊野洋携嫡女若狭而得相見幸有船中一人鉄匠者師之以得塞其底之術牟時亦有泉州境之橋屋又三郎者奇之亦師清定以得其術也公此二鉄砲者日本之権輿也歷数年家傳之寶器悉灰燼元龜元年午九月八日死法号(宗宥)

- (18) 「種子島家譜二十三代久道譜」(『同譜卷四十三』)(種子島時邦氏所蔵、種子島開発総合センター寄託)

- (19) 「種子島家譜二十七代守時譜」(『同譜八十九』)(種子島時邦氏所蔵、種子島開発総合センター寄託)

二十四日先是羽生武兵衛獻古銃一挺至是酬以金三円銃者天文間八板金兵衛清定所作蓋擬當時南蛮人所獻故郷銃者也

- (20) 拙稿「鉄砲伝来についての二・三の考察」とくに八板氏清定一流系図を中心にして」(『黎明館調査研究報告 第十集』)

- (21) 「種子島家譜二十七代守時譜」(『同譜八十九』)(種子島時邦氏所蔵、種子島開発総合センター寄託)

- (22) 本島洋著『種子島鉄砲伝来その歴史と謎』(読売新聞鹿児島支局編)
(23) 五味克夫氏「鉄砲伝来」とくに種子島家譜を中心にして」(『黎明館企画特別展図録 鉄砲伝来四五〇年』巻頭論文)

「鉄砲記は、鉄砲伝来の経緯や国内伝播の経緯を詳しく記し、日本における鉄砲伝来の起りに果たした種子島氏の功績をたたえた記録で、慶長十一年(一六〇六)に大竜寺の僧文之玄昌が種子島久時の依頼によって著したものである。文子は、藩史局や種子島家から提供された資料をもとにし、自身の見識に従って執筆したものと考えられ、後段の部分は伝聞として記しているが、前段についても単なる史実の記述ではなく、依頼者久時の心情と作者文之の思想が混濁しているものといつてよい。」

(参考文献) 本論執筆に際しての主な参考文献

西村時彦『南島偉功伝』(熊毛教育委員会)

洞富雄『鉄砲―伝来とその影響』(雄山閣)

平山武章『鉄砲伝来記』(八重岳書房)

宇田川武久『鉄砲伝来 兵器が語る近世の誕生』(中央公論社)

宇田川武久『鉄砲伝来の再検討』『海外視点・日本の歴史8』所収

・所莊吉『火繩銃』(雄山閣)